

霧島市介護予防・日常生活支援総合事業

第一号通所事業

福山の里デイサービスセンター

利用契約書

目 次

第 1 条 契約の目的	第 12 条 虐待防止
第 2 条 契約期間	第 13 条 秘密保持
第 3 条 通所介護計画	第 14 条 個人情報の保護
第 4 条 提供場所・内容	第 15 条 非常災害対策
第 5 条 サービス提供の記録	第 16 条 事故発生時の対応
第 6 条 料金	第 17 条 損害賠償責任
第 7 条 身元引受人	第 18 条 損害賠償がなされない場合
第 8 条 中止・変更・追加	第 19 条 緊急時の対応
第 9 条 利用料金の変更	第 20 条 連携
第 10 条 契約終了	第 21 条 相談・苦情対応
第 11 条 身体拘束その他の行動制限	第 22 条 本契約に定めない事項

ご利用者様氏名： _____ 様

____様(以下「利用者」という)と社会福祉法人たちばな会福山の里
デイサービスセンター(以下「事業者」という)は、事業者が利用者に対して行う
霧島市介護予防・日常生活支援総合事業 第一号通所事業(以下「第一号通所事
業」という)について、次の通り契約する。

(契約の目的)

第 1 条 事業者は、介護保険の趣旨に従い利用者がその有する能力に応じて、
可能な限り自立した日常生活を営むことができるように第一号通所事
業を提供し、利用者は事業者に対しそのサービスに対する料金を支払
うことについて取り決めることを、本契約の目的とします。

(契約期間)

第 2 条 本契約の有効期間は契約締結の日から利用者の介護保険証有効期間満
了日までとします。ただし、契約期間満了の前々日まで利用からの
文書等により契約終了の申し入れがない場合には、本契約は同じ条件
で更新されるものとし、以後も同様とします。

(第一号通所事業計画)

第 3 条 事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて「居宅サ
ービス計画」に沿って「第一号通所事業計画」を作成します。事業者は、
この「第一号通所事業計画」の内容を利用者及びその家族に説明し同意
を得ることとします。事業者は、利用者に係る居宅サービス計画が変更
された場合、若しくは利用者及び家族等の希望に応じて第一号通所事
業計画の変更の必要性を判断し、変更が必要な場合は利用者及び家族
等にお知らせし変更するものとします。

(第一号通所事業の提供場所・内容)

第 4 条 第一号通所事業の提供場所は、「福山の里デイサービスセンター」です。
所在地及び設備等の概要は(別紙：重要事項説明書)の通りです。

2. 事業者は、第 3 条に定められた第一号通所事業計画に沿って第一号通
所事業を提供します。事業者は、第一号通所事業の提供にあたり、その
内容について利用者に説明します。
3. 利用者は、第一号通所事業内容の変更を希望する場合には事業者に申し
入れることができます。その場合、事業者は可能な限り利用者の希望に
沿うようにします。

(サービス提供の記録)

第5条 事業者は、利用終了時に個別記録表(連絡帳)を作成し提供します。

2. 事業者は、第一号通所事業提供に関する個別記録表(経過記録)を作成し、その完結の日(最終利用日)から5年間これを保管します。
3. 利用者は、事業者の営業時間内において事業所にて個別記録表を閲覧することができます。
4. 利用者及びその家族は、当該利用者に関する個別記録表の複写物の交付を受けることができます。(複写物に関しては実費負担になります。)

(料金)

第6条 利用者は、要支援度や事業対象者等に応じて、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給費額を差し引いた差額分と食事の提供に要する費用を事業者に支払うものとします。

2. 利用者は、おむつ代等や日常生活上必要となる諸費用の実費相当額を事業者に支払うものとします。
3. 支払方法は、①月締めでの事業所指定銀行口座への振込み
②月締めでの現金支払い
ただし、①の場合の振込手数料は利用者のご負担となります。

(身元引受人)

第7条 利用者は、身元引受人を定めるものとします。ただし、身元引受人を定める事ができない相当の理由が認められる場合は、この限りではありません。

2. 前項の身元引受人は、本契約に基づく利用者の事業者に対する債務について、利用者と連携して履行の責を負うものとする。
3. 前項の債務について身元引受人の負担は、利用料金の24か月相当である100万円を限度額とします。
4. 身元引受人が負担する債務の原本は契約時に確定するものとします。
5. 身元引受人から利用者の債務に関する問い合わせ等があった時は、事業者は身元引受人に対し遅延なく、利用料金等の支払い状況や滞納金の額等に関する情報を提供することとします。

(利用日の中止・変更・追加)

第8条 利用者は、利用期日前において、第一号通所事業の利用を中止又は変更、若しくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場

合には、利用者はサービス実施日の前日までに事業者申し出るものとします。

2. 利用者が利用期日に利用の中止を申し出た場合は、別紙(重要事項説明書)に定めるキャンセル料を事業者にお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等の正当な事由がある場合は、この限りではありません。
3. 事業者は、第1項に基づく利用者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の定員が満員で利用者の希望する利用日にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能日を利用者に提示し協議するものとします。

(利用料金の変更)

第9条 第6条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。

2. 介護度の変更等により、利用料金に変更になる場合があります。

(契約終了)

第10条 利用者は、事業者に対して1週間の予告期間において、本契約を解約することができます。ただし、利用者の病変・急な入院等やむを得ない事由が生じた場合は予告期間が1週間以内の通知でも、本契約を解約することができます。

2. 事業者は、やむを得ない事由が生じた場合、利用者に対して1ヶ月の予告期間において本契約を解約することができます。
3. 次の事由に該当した場合は、利用者は直ちに本契約を解約することができます。
 - (1)事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - (2)事業者が守秘義務に反した場合
 - (3)事業者が破産した場合
 - (4)事業者が利用者や家族等に対して社会通念を逸脱すると認められる行為を行った場合
4. 次の事由に該当した場合は、事業者は直ちに本契約を解約することができます。
 - (1)利用者のサービス料金の支払いが、催告したにもかかわらず3ヶ月以上支払われない場合
 - (2)利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合

- (3)利用者が入院もしくは自宅療養、施設等への入所等により 1 ヶ月以上にわたってサービス利用ができない状態であることが明らかになった場合
 - (4)利用者又は、その家族が事業者やサービス従業者・他の利用者に対して、本契約を継続し難い程の背信行為を行った場合
5. 次の事由に該当した場合は、本契約は自動的に終了します。
- (1)利用者が介護施設等に 1 ヶ月以上、入所等をした場合
 - (2)利用者の要介護区分が非該当になった場合
 - (3)利用者が死亡もしくは被保険者資格を喪失した場合
 - (4)居宅サービス計画が変更になった場合

(身体拘束その他の行動制限)

第 11 条 第一号通所事業の提供にあたり、事業者は利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し隔離・身体的拘束・薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限しないものとします。

- 2. 事業者は、利用者に対し隔離・身体的拘束・薬剤投与その他の方法により行動を制限する場合は、当該利用者に対し事前に、行動制限の根拠・内容・見込まれる期間について十分説明を行うものとします。またこの場合は、事前又は事後速やかに当該利用者の家族等(扶養義務者)に対し、利用者にする行動制限の根拠・内容・見込まれる期間について十分説明するものとします。
- 3. 事業者は、利用者に対し隔離・身体的拘束・薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限した場合には、第 5 条第 2 項の記録に次の事項を記載するものとします。
 - (1)利用者に対する行動制限を決定した者の氏名、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間及び実施された期間
 - (2)前項に基づく利用者に対する説明の時期及び内容、その際のやり取りの概要
 - (3)前項に基づく利用者の家族等に対する説明の時期及び内容、その際のやり取りの概要

(虐待防止)

第 12 条 利用者の権利を擁護する為に、法人内にて委員会を設置し研修を行い、虐待防止及び権利擁護に努めるものとします。

(秘密保持)

第 13 条 事業者及びその従業員は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関連する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。

この守秘義務は、本契約終了後も継続します。

2. 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限りサービス担当者会議等において利用者個人やその家族等の情報を用いません。
3. 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
4. 介護保険サービスの質の向上のため学会や研修会、地域ケアプラン会議等での事例研究発表等に使用する場合も利用者及び扶養義務者の同意の下、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

(個人情報の保護)

第 14 条 事業者及びその従業員は、利用者の個人情報を含むサービス計画、各種記録等について、関係法令及びガイドライン等に基づき個人情報の保護に努めるものとします。

2. 個人情報の取扱いに関する利用者からの苦情については、苦情処理体制に基づき、適切かつ迅速に対応するものとします。

(非常災害対策)

第 15 条 通所介護サービスの提供中に、火災・風水害・地震等の災害に対処するための計画を策定し、年 2 回以上の訓練を実施します。天災その他の災害が発生した場合には、職員は利用者の避難等適切な措置を講じます。また管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指示を執ります。

(事故発生時の対応)

第 16 条 利用者に対する第一号通所事業提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2. 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置については、記録を整備します。

(損害賠償責任)

第 17 条 事業所は、サービスの提供にともなって事業者の帰すべき事由により利用者が損害を被った場合、事業所は利用者に対して損害を賠償するものとします。

2. 利用者の責に帰すべき事由によって、事業が損害を被った場合、契約者及び代理人は連帯して事業者に対してその損害を賠償するものとします。

(損害賠償がなされない場合)

第 18 条 事業所は、自己の責に帰すべき事由がない限り損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (1)利用者が本契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
- (2)利用者がサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
- (3)利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合
- (4)利用者が事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

(緊急時の対応)

第 19 条 事業者は、現に第一号通所事業の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、家族または緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治の医師、または協力医療機関の医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

(連携)

第 20 条 事業者は第一号通所事業の提供にあたり、介護支援専門員及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

(相談・苦情対応)

第 21 条 事業者は利用者からの相談・苦情等に対応する窓口を別紙(重要事項説明書)の通り設置し、通所介護に関する利用者の要望、苦情等に対し、速やかに対応します。

(本契約に定めない事項)

第 22 条 利用者及び事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。

2. 本契約に定めない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところに従い、双方が誠意をもって協議の上定めます。

